

1 部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

【中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省）総則第1章第5の1のウ】

【高等学校学習指導要領（平成30年3月文部科学省）総則第1章第6款1のウ】

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることができるなど、教育的意義が高い。教育課程との関連を図った活動を通じて、学校教育の重点に位置付けられている以下の内容を踏まえて改善、充実を図る。

(1) 「学ぶ力」の育成

「考えさせる場面」と「教える場面」のバランスのとれた活動を心掛け、生徒が自ら課題を発見し、主体的に解決を図るプロセスの中で、必要な知識や技能等を身に付け、力が伸ばすことができるようにする。

(2) 「豊かな心」の育成

活動の中で関わる仲間や指導者、活動を支える保護者、地域の人々との交流を通じて、自己肯定感、思いやりの心、規範意識、他者の思いを推し量る創造力や感性、人を敬う気持ちなどの豊かな感性や社会性を育むことを意図して部活動の運営の工夫をする。

(3) 「健やかな体」の育成

生徒の体力の向上や心身の健康の保持増進を図ることを意図して、「運動・食事・睡眠」の大切さへの理解を深める指導を行う。また、生徒の能力・適正、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に十分留意して部活動の運営を行う。

2 開設する部活動

(1) 運動部（常設）

- 野球部 ●男子バスケットボール部 ●女子バスケットボール部
- バドミントン部 ●ソフトテニス部 ●剣道部 ●卓球部（中体連終了後休部予定）

(2) 文化部（常設）

- 吹奏楽部 ●文芸部

(3) その他（中体連に個人で参加）

- 水泳 ●スキー ●陸上競技 ●体操 （●スケート） （●柔道）

3 運営のための体制整備

(1) 部活動に係る活動方針の策定

部活動の適正な運営を図るため、「部活動に係る活動方針」を策定し、学校ホームページに掲載をする。

(2) 学校における指導・運営に係る体制の構築

年間の活動計画、毎月の活動計画を作成し、保護者への周知を図る。

(3) 開かれた部活動の推進

部活動は、保護者の理解と協力が不可欠であることから、情報交換の機会を工夫し、活動方針や活動内容についての共通理解が図られるよう努める。

4 指導・運営に当たっての留意点

(1) 安全の確保

生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、活動における事故等の発生時の対応手順について確認をする。

(2) 熱中症事故の防止等

活動前、活動中、活動後にこまめに水分を補給し、休憩を取るなど健康管理の徹底に努める。また、熱中症が疑われる場合は、保護者との連携を図りつつ、体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

(3) バランスのとれた活動

多様な技能レベルやニーズがあることを理解した上で、部活動に参加するどの生徒にも持続可能な活動となるように配慮した部活動運営を心掛ける。

運動部活動では、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解して指導を行う。また、生徒の体力向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等のそれぞれの目標が達成できるよう、限られた時間の中で効果的な指導を行う工夫をする。

文化部活動では、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外のさまざまな活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。また、生徒の芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化に等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、技能等の向上や大会等での好成績などのそれぞれの目標を達成できるよう、限られた時間の中で効果的な指導を行う工夫をする。

(4) 女子の活動に当たって

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（利用エネルギー不足、無月経、骨粗鬆症、貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

5 部活動活動基準

◇平日の活動時間は、2時間程度とする。

- ・ 5時間授業の日 15:20～17:20（下校完了 17:30）
※体育館割り当て 前半 15:20～16:20 後半 16:20～17:20（下校完了 17:30）
- ・ 6時間授業の日 16:20～18:20（下校完了 18:30） ※体育館で行う場合も同様
- ・ 朝練習などを行う場合は、放課後の活動時間と合わせて2時間程度とする。

◇職員会議・懇談期間等は再登校とし、再登校の時間は日課に合わせて調整する。

◇土日、祝日、長期休業中の練習時間は、3時間程度とする。

- ・ 体育館の割り当ては、①9:00～12:00、②12:00～15:00を基本とする。

◇学校として平日に統一した全部活動の休養日を、「NO 部活 DAY」として月に1回以上設定する。

◇週に1日は平日の休養日を設定するとともに、土曜日または日曜日のいずれかを休養日とする。

◇週末に大会参加等により休養日設定が困難な場合には、他の日に休養日を振り替える。

- ・ 土曜日に活動し、日曜日に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。
- ・ 「大会等」には、練習試合を含めない。
- ・ 地域行事やボランティア活動への参加に関わる活動が含まれる場合は、活動時間を確保すること及び土日の活動を可とする。その場合は、他の日に休養日を振り替える。

◇夏季休業及び冬季休業にオフシーズンを設定する。

- ・ 夏季休校日の3日間
- ・ 年末年始の学校閉鎖期間

◇大会直前等でも必ず休養日を設定する。（以下の特例を廃止する。）

（特例）大会直前等やむを得ず活動する場合は下記のとおりとする。

- ・ 全道・全国大会へつながる大会については、最大3週間前から原則とする
- ・ 区の大会や全市大会までの大会は2週間前から原則とする